

経済産業省

20190618貿局第2号
輸出注意事項2019第26号
経済産業省貿易経済協力局

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年6月25日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け貿局第1号・輸出注意事項17第7号）、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第32号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和元年6月27日から施行する。

包括許可取扱要領についての一部を改正する通達案

改正案				現行																																																									
本文（略）				本文（略）																																																									
別表1～別表8（略）				別表1～別表8（略）																																																									
〔別表A〕 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可 マトリックス				〔別表A〕 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可 マトリックス																																																									
〔1の項〕～〔6の項〕（略）				〔1の項〕～〔6の項〕（略）																																																									
〔7の項〕				〔7の項〕																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向地 輸出令別表第1項番</th> <th colspan="3">仕向地</th> </tr> <tr> <th>い地域①</th> <th>と地域②</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特別一般</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特定</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特別一般</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)～(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2又は第19号～第21号までのいずれかに該当するもの</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特別一般</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地			い地域①	と地域②	ち地域	輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）	特別一般 一般	特定	二	輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	二	（略）	（略）	（略）	（略）	輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)～(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2又は第19号～第21号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向地 輸出令別表第1項番</th> <th colspan="3">仕向地</th> </tr> <tr> <th>い地域①</th> <th>と地域②</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号までのいずれかに該当するもの</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特別一般</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（新設）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（新設）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の7の項(17)～(23)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ又は第17号の2～第24号までのいずれかに該当するもの</td> <td>特別一般 一般</td> <td>特別一般</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地			い地域①	と地域②	ち地域	輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	（新設）				（新設）				（略）	（略）	（略）	（略）	輸出令別表第1の7の項(17)～(23)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ又は第17号の2～第24号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地																																																												
	い地域①	と地域②	ち地域																																																										
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—																																																										
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）	特別一般 一般	特定	二																																																										
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	二																																																										
（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)～(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2又は第19号～第21号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—																																																										
仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地																																																												
	い地域①	と地域②	ち地域																																																										
輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—																																																										
（新設）																																																													
（新設）																																																													
（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
輸出令別表第1の7の項(17)～(23)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ又は第17号の2～第24号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—																																																										

輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第22号～第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	二
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	二

[8の項]・[9の項] (略)

[10の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(12)又は(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号又は第15号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するもの	特別一般 一般	特定	二
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	二

[11の項]～[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]～[6の項] (略)

[7の項]

(新設)
(新設)

[8の項]・[9の項] (略)

[10の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(新設)			
(新設)			

[11の項]～[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]～[6の項] (略)

[7の項]

仕向地 外為令別表項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの			
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	特別一般 一般	特定	二
輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	二
輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物であって、第22号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	二
輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物であって、第23号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	二
(略)	(略)	(略)	(略)

[8の項]～[9の項] (略)

[10の項]

仕向地 外為令別表項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1	特別一般 一般	特定	二

仕向地 外為令別表項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)

[8の項]～[9の項] (略)

[10の項]

仕向地 外為令別表項番	仕向地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(新設)			

<u>の 10 の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するものの製造に係るものに限る。</u>							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[11の項]～[15の項] (略)				[11の項]～[15の項] (略)			